

1 階活動スペースについて

文責 4 班 佐々木礼子

先般、(公財)プラザ・コム代表理事岡本氏から1階活動スペースに関するメール配信があり、運営委員の皆さまは既にご確認されていることと思います。そこには、財団の定款における1階の活動スペースにかかる財団の事業の位置づけとスペース利用にあたっての目的についてのご提示がありました。その内容から、こむ1会登録団体以外のフレミラを含む外部の一般利用者の利用にかかる是非については財団に委ねるべきことと察しました。

一方、私たちは、広く一般の方々が利用する中で、こむ1会が利用者の中で最も多くの登録団体を控える大きな組織であると認識していますので、まずは、財団がこれまでそのようなこむ1会と協力しながら目的に沿った使い方を進めていただいたことに感謝申し上げます。

【活動場所提供の位置づけと目的】

①1階活動スペースとは

一般の人たちがいつでも自由に使える活動場所として提供されたスペース

②スペース提供の目的

一般市民の人たちが気軽に活動でき、ボランティアの人たちとの距離を縮めること

財団にはこれまでこむ1会に寄り添い、ご協力の下、活動スペースのご提供をしていただきましたが、この度の事案をきっかけに今一度、財団の定款を念頭に、こむ1会は利用させていただく側として、各班から出されたご意見について、快く利用させていただくためのマナーにとらえ、その視点から各班のご意見をまとめ(案)させていただきました。

1 階活動スペース利用に関するこむ1会登録団体としてのマナー(案)

1. (公財)プラザ・コム定款にある以下の位置づけと目的を第一に遵守する。

活動場所提供の位置づけと目的

①1階活動スペースとは

一般の人たちがいつでも自由に使える活動場所として提供されたスペース

②スペース提供の目的

一般市民の人たちが気軽に活動でき、ボランティアの人たちとの距離を縮めること

2. 活動スペース1および2について、カルチャー教室的な目的により単発的に利用することは可能である。ただし、規模をわきまえ他の利用者の妨げにならないよう十分配慮する。
3. 同一の登録団体による定期利用は一般市民やビジターからすると願ってもないスペースであり、一つを許せば活動スペースの活用形態が変化していくことにつながりかねない。模範を示す意味合いにおいて、同様の目的やボランティア活動およびその会合のための定期利用は基本的には2階の施設を利用する。
4. やむを得ず同様の目的やボランティア活動およびその会合のために活動スペース1および2を定期利用する場合は、他の利用者との間で相互の融通について協議の上、利用する。ただし、活動スペース2の独占的な無期限定期利用はモラルへの配慮も含み、こむ1会の確認を得ることとする。
5. その他 施設提供の趣意から予約制は導入しない。
活動スペース1および2において、実費以外の徴収が発生するような活動は行わない。